

平成26年 No.40

○国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程

改正理由

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第88号）の施行によりに伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成26年11月21日 役員会・経営協議会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成26年11月22日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成26年規程第35号

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程（平成16年規程第33号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学経営協議会規程の一部改正について

改正理由：学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 88 号）の施行によりに伴い，所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(省 略) (組織) 第 3 条 協議会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) 理事 (3) 事務局長 (4) 学外委員 2 前項第 4 号の委員は，大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから，教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。 <u>3 委員の過半数は，第 1 項第 4 号の委員とする。</u> (省 略) <u>附 則</u> <u>この規程は，平成27年 4 月 1 日から施行する。</u>	(省 略) (組織) 第 3 条 協議会は，次に掲げる委員で組織する。 (1) 学長 (2) 理事 (3) 事務局長 (4) 学外委員 <u>6 名</u> 2 前項第 4 号の委員は，大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから，教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命する。 (省 略)